水・環境課からのお知らせ

〈問い合わせ〉水・環境課 環境保全係 Tel (67) 3176

水・環境課は令和3年度より環境対策課から課名を改め、環境政策全般に加え上下水道整備や地下水保全政策について取り組んでいます。

水・環境課で推進している補助金事業と住民の皆さんに知っていただきたいこと、お願いなどについて次のとおりお知らせします。

【水・環境課で取り組んでいる主な事業】(事業の詳細については水・環境課へお尋ねください)

補助対象事業	補助対象者 (申請できる人)	申請の条件及び補助対象機器など	補助金額
ごみステーション 設置費用補助金	行政区長 自治会、住民グルー プの代表者	近隣5戸以上で共同使用すること(行政区以外の場合) ※個人への補助ではないため、共同使用することが条件となります。 ※住民登録を有する5戸以上となります。	設置:経費の1/2、 上限5万円 改良:経費の1/2、 上限2万円
生ごみ処理容器購 入費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	コンポスト容器およびEMバケツ	上限5千円 (100 円未満の端数は切 り捨て)
生ごみ処理機購入費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	村税および国民健康保険税などの滞納がないこと(転入者は従前の住所地において滞納がないこと) 以前に補助を受けた人は、当該年度の3月31日から5年を経過していること	購入代金の1/2、 上限3万円(千円 未満の端数は切り 捨て)
バイオマス燃料燃 焼機器設置補助金	個人住宅・事業所等 (別 荘 は 除 く) に、 新たに薪ストーブな どを設置する人で、 当該補助金を一度も 受けていない人	二次燃焼以上のシステムを有している薪ストーブ等の本体および煙突資材購入費 (中古品は対象外)	本体などに係る購入費の1/2以内、補助限度額10万円(千円未満の端数は切り捨て)

ごみ出しのルールを守りましょう

最近、ごみ出しのルールが守られていない「ごみステーション」が見受けられます。 「ごみステーション」は地域で利用する場所です。次のとおりルールを守りましょう。

- 決められた曜日、時間を守りましょう。
- 指定されたゴミ袋で出しましょう。
- きちんと分別しましょう。

指定日以外のごみ出しは、小動物に荒らされる などで他の使用者の迷惑になります



ごみの直接持ち込み・戸別収集について

- 粗大ごみ、家電リサイクル対象品等の直接持ち込み・戸別収集 (要予約) については、事前に南部中継基地へ連絡をしてください。
- 引っ越しなどで一時的に大量に出る粗大ごみはごみステーションでは対応できませんので、南部中継基地へ直接搬入してください。

南部中継基地 Tel (62) 0719 戸別収集 (予約) Tel (63) 1153

水道の使用・料金などについて

水道の使用開始・中止に伴う手続き

右のような場合は、必ず水・環境課水道係への連絡と申請をしてください。(手続きがなされない場合は水道使用者にとって不利益が生じることがあります)

水道の使用を開始するとき (開栓)	水道の使用開始1週間前までに要申請
水道の使用を中止するとき (閉栓)	水道の使用中止1週間前までに要申請
水道の名義人を変更するとき (変更)	水道使用者の変更が分かり次第早期に要申請
水道の使用を止めるとき (廃止)	水道の設備を撤去する場合には事前に要申請

【各種申請方法】

水・環境課窓口での申請が必要となりますが、遠方の場合はFAX (67) 2073 での申請も受け付けております。 各種申請様式や詳細などは村ホームページを確認してください。

水道料金の減免制度について

【減免申請方法】

申請書類に漏水箇所の写真と修繕が完了したことのわかる資料(領収書等)を添えて、水・環境課水道係まで提出してください。水道料金の減免対象となるかを判断して、減免の手続きをおこないます。

【減免の対象とならないもの】

- 蛇口の閉め忘れなどの使用者の不注意によるもの
- 使用者の管理不足による給水装置からの漏水
- 過去に減免申請をした同一箇所による申請





水道各種申請

水道料金の減免

9月1日から地下水採取の規制地域が拡大されます

これまで、熊本名水百選選定湧水地(お池水源および塩井社水源を含む)を中心に半径300m以内を地下水採取禁止地域に、白水地区の一部を地下水採取規制地域に設定して地下水の保全をおこなってきましたが、

令和3年9月1日から規制地域を村内全域 (禁止地域を 除く) に拡大します。

以下の地下水採取の場合には、許可申請が必要になります。

【許可申請が必要な地下水の採取】

用途別地下水の種類	揚水機の吐出口パイプ口径
工業用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの
建築物用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの
農業用水	3.14インチ(7.98センチメートル)を超えるもの
その他用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの

- ※以下に該当しない場合であっても、村内で 揚水機を設置しようとする場合には全て村 への届出が必要です。
- ※3.14インチ(7.98センチメートル)を超える 揚水機の設置は県への届出が、4.96インチ (12.61センチメートル)を超える揚水機(か んがい用を除く)の設置は、県への許可申請 が併せて必要になります。

地熱発電所が建設されます

旧阿蘇観光ホテル跡地の地熱発電開発につきましては、平成27年度から調査がおこなわれ、熊本地震で一旦中断されましたが、地震後は復興のシンボルとして計画が進められてきました。これまで、有識者などで組織する阿蘇山西部地域地熱資源活用協議会で、地熱資源の資源量調査、掘削、噴気試験などについて審議が重ねられ、今年4月末に発電所の建設に関する最終意見書が村に提出されました。これに基づき交付された村の同意を受けて、今年度から「株式会社南阿蘇湯の谷地熱」により、発電所の建設が開始されます。

発電開始 (試運転を含む) は、令和4年12月の予定です。発電開始後は、地熱発電所見学が可能な新しい観光 名所としての活用も検討されています。

国は、2050年までにCO₂排出実質ゼロを掲げているため、村は今後一層のCO₂排出量削減の取り組みを強化していく必要がありますが、地熱発電は、CO₂排出量削減に大きく寄与することが期待できます。

※「株式会社南阿蘇湯の谷地熱」は、株式会社フォーカス、株式会社レノバ、デナジーサーマル株式会社の3社により設立された SPC (特別目的会社)です。

水道料金の見直しについて

水道は、生活に欠かせない「水」を住民の皆さんに届ける重要なライフラインです。本村の水道事業は、安全・安心な「水」を安定的に供給できるよう、水質の管理や水道管の整備更新など、さまざまな事業に取り組んでいます。近年は、熊本地震の影響により、一部の地域で断水や水の濁りが発生し、大変ご迷惑をおかけしていますが、改修などの対応を進めています。また、今後は水害・地震などの災害への対策も進めていく必要があります。

水道事業は独立採算制のため、運営費や建設費は皆さんから頂いた税金ではなく、水道料金収入で賄わなければなりませんが、人口密度の小さな本村においては、水道料金だけで、賄うことができません。このため、毎年、使用料で賄うべき費用の4割程度を普通会計予算から繰り出しています。また、現行の水道料金体系は、旧村のままの料金が新村に引き継がれており、旧村ごと(または集落ごと)に異なった料金体系となっているため、水道料金負担が公平になっていない状況です。

このようなことから、施設の更新や災害対策を進め、また、地域ごとに異なる水道料金の算定方法を統一することを目的とし、水道料金改定について検討させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

現在、令和3年6月に設置した上下水道事業審議会へ、水道料金の算定方法などについて諮問をおこなっています。審議会から答申書が提出された後は、答申に基づいて水道条例改正案作成し、議会に提案いたしますが、条例が可決された場合には、令和4年4月利用分から新しい水道料金が適用されますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

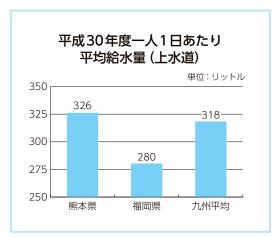


7月12日に役場庁議室にて開催された上下水道事業審議会

「節水がんばるモン」キャンペーン実施中

水は私たちの生活に欠かすことのできない、貴重な限りある資源です。水の恩恵を受け続けていくためには、利用者である私たち自身が水を守っていかなければなりません。水を守るために誰もができる行動、それは「節水」です。

熊本県における上水道の供給量を見ると、1日に平均で1人あたり326リットルで、他県と比較すると、九州各県の平均より約8リットル、福岡県より46リットルも多くなっており、まだまだ節水の余地があると言えます。





蛇口はこまめに締める・出しすぎない

漏水のないようチェック

おすすめの節水方法などの 詳しくは村ホームページを ご覧ください



村HP